

雲南市地域防災計画（風水害対策編、震災対策編、原子力災害対策編）及び水防計画の改訂について

【風水害対策編】

- (1) 第1編 第1章 計画の概要 (P2)
 - ・複合災害の定義を第1章計画の概要に移記

- (2) 第2編 第1章 風水害予防計画 第1節 浸水災害の予防 (P25)
 - ・流域治水の取組推進

- (3) 第2編 第1章 風水害予防計画 第3節 都市構造の防災化 (P33)
 - ・盛土による災害防止の対応追記

- (4) 第2編 第1章 風水害予防計画 第6節 防災活動体制の整備 (P50)
 - ・電源確保に再生可能エネルギー等の活用を追記

- (5) 第2編 第1章 風水害予防計画 第6節 防災活動体制の整備 (P51)
 - ・タイムライン作成の努力義務について追記

- (6) 第2編 第1章 風水害予防計画 第9節 避難予防対策 (P64)
 - ・非常電源の確保と、要配慮者への配慮を追記
 - ・市の取り組み：防災拠点自動車駐車場（令和4年3月国土交通大臣指定）に指定された道の駅を防災上、重要な拠点として位置付け

- (7) 第2編 第1章 風水害予防計画 第20節 災害ボランティアの活動環境の整備 (P100)
 - ・災害ボランティア活動環境の整備

- (8) 第2編 第1章 風水害予防計画 第21節 防災教育 (P104)
 - ・消防団等も活用した防災教育の推進

- (9) 第2編 第1章 風水害予防計画 第23節 要配慮者等安全確保体制の整備 (P111)
 - ・個別避難計画の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項の追加

- (10) 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第1節 応急活動体制 (P117)
 - ・県の取組の反映、管理職リエゾンの派遣制度

- (11) 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第1節 応急活動体制 (P129)
 - ・市の取り組み：組織機構の変更

- (12) 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達 (P133)
 - ・安否不明者の氏名等公表

(13) 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第2節 被害情報の収集・伝達 (P149,152)
・ 県の取組の反映、安否不明者公表の手続きの整理、及び「島根県道路規制情報」システムの活用

(14) 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第7節 避難活動 (P182,P183)
・ 県及び市の取組、気象防災アドバイザー等の活用

(15) 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第13節 緊急輸送 (P217)
・ 県の取組の反映、掛合道の駅を第1次防災拠点に修正

(16) 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第22節 廃棄物等の処理 (P250)
・ 市の取組、雲南市災害廃棄物処理計画（令和3年3月策定）に委任すること

(17) 第2編 第2章 風水害応急対策計画 第25節 住宅確保及び応急対策 (P259)
・ 県の取組の反映、被災住宅の復旧に向けた相談窓口の設置等

(17) 第2編 第3章 風水害復旧・復興計画 第1節 災害復旧事業の実施 (P265)
・ 県の取組の反映、技術職員の派遣

(18) 第2編 第3章 風水害復旧・復興計画 第2節 生活再建等支援対策の実施 (P272)
・ 県の取組の反映、災害弔慰金支給事業の創設

(19) 第3編 事故災害等対策計画 第8章 雪害対策計画 第1節 災害予防 (P351,P353)
・ 雪害への対応

【 震災対策編 】

(1) 第1編 第1章 計画の概要 (P2)
・ 複合災害の定義を第1章計画の概要に移記

(2) 第2編 第1章 地震災害予防計画 第5節 防災活動体制の整備 (P58)
・ 電源確保に再生可能エネルギー等の活用を追記

(3) 第2編 第1章 地震災害予防計画 第6節 防災活動体制の整備 (P59)
・ タイムライン作成の努力義務について追記

(4) 第2編 第1章 地震災害予防計画 第8節 避難予防対策 (P73)
・ 非常電源の確保と、要配慮者への配慮を追記
・ 市の取り組み：防災拠点自動車駐車場（令和4年3月国土交通大臣指定）に指定された道の駅を防災上、重要な拠点として位置付け

(5) 第2編 第1章 地震災害予防計画 第20節 災害ボランティアの活動環境の整備 (P110)
・ 災害ボランティア活動環境の整備

- (6) 第2編 第2編 第1章 地震災害予防計画 第21節 防災教育 (P114)
 - ・消防団等も活用した防災教育の推進

- (7) 第2編 第1章 地震災害予防計画 第23節 要配慮者等安全確保体制の整備 (P121)
 - ・個別避難計画の作成、活用等に当たり必要な次に示す事項

- (8) 第2編 第2章 地震災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 (P141)
 - ・市の取り組み：組織機構の変更

- (9) 第2編 第2章 地震災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達 (P145)
 - ・安否不明者の氏名等公表

- (10) 第2編 第2章 地震災害応急対策計画 第2節 災害情報の収集・伝達 (P152)
 - ・県の取組の反映、管理職リエゾンの派遣制度

- (11) 第2編 第2章 地震災害応急対策計画 第2節 被害情報の収集・伝達 (P158)
 - ・県の取組の反映、安否不明者公表の手続きの整理、及び「島根県道路規制情報」システムの活用

- (12) 第2編 第2章 地震災害応急対策計画 第7節 避難活動 (P193)
 - ・県の取組の反映、気象防災アドバイザー等の活用

- (13) 第2編 第2章 地震災害応急対策計画 第13節 緊急輸送 (P229)
 - ・県の取組の反映、掛合道の駅を第1次防災拠点に修正

- (14) 第2編 第2章 地震災害応急対策計画 第24節 住宅確保及び応急対策 (P278)
 - ・県の取組の反映、被災住宅の復旧に向けた相談窓口の設置等

- (15) 第2編 第3章 地震災害復旧・復興計画 第1節 災害復旧事業の実施 (P281)
 - ・県の取組の反映、技術職員の派遣

- (16) 第2編 第3章 地震災害復旧・復興計画 第2節 生活再建等支援対策の実施 (P291)
 - ・県の取組の反映、災害弔慰金支給事業の創設

雲南市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正概要について

1. 計画の概要

(1) 市地域防災計画（原子力災害対策編）A4判 57ページ

第1章 総則、第2章 原子力災害事前計画、第3章 異常時等の対策、
第4章 緊急事態応急対策計画 第5章 原子力災害中長期計画

2. 主な修正点

(1) 原子力災害対策指針の改正を反映（R4.7）

- ① 用語の意義を修正、語句修正
- ② 原子力災害に対応する医療機関等の追加（基幹高度被ばく医療支援センター）
- ③ 原子力災害に対応する医療機関等の処理すべき事務又は業務の修正

(2) 防災基本計画（R4.6）の改正を反映

- ① 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保の修正

(3) 島根県地域防災計画（原子力災害対策編）の改正を反映（R5.3）

- ① 緊急事態応急体制の整備の修正
- ② オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制の修正
- ③ 情報収集事態及び警戒事態発生時の対策の修正

(4) 風水害編等との整合

- ① 避難受入活動体制の整備での、避難支援等に携わる関係者の修正

(5) 組織改編に伴う修正

- ① 関係機関及び雲南市組織改編による修正等
（関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、災害対策本部の事務分掌表）

(6) 島根県からの助言又は勧告に伴う修正

- ① 文言修正、削除

(7) 所要（時点）の修正

- ① 緊急事態応急対策計画の文言修正
- ② 原子力事業者、国、地方公共団体が採ることを想定される措置等の修正

雲南市水防計画の修正概要について

- ① 第2章 水防組織と責任 2.2 雲南市の水防組織 (P8, P9)
 - ・組織機構の見直しに伴う修正

- ② 第5章 水防活動 5.1 気象状況の連絡 (P24)
 - ・「顕著な大雨に関する気象情報」についての説明文の修正

- ③ 第5章 水防活動 5.2 雨量、水位及びカメラ画像の観測と通報及び公表 (P27, P28)
 - ・県管理カメラ画像の情報を反映
 - ・河川監視カメラの活用についての説明文を追記

- ④-(1) 第5章 水防活動 5.5 水位周知 (県管理河川) (P35)
- ④-(2) 第5章 水防活動 5.7 水防警報 (県管理河川) (P42)
- ④-(3) 別表 第2号表 水位観測一覧表 (P58)
 - ・三刀屋川新三刀屋水位観測所の新設に伴う修正

- ⑤ 第5章 水防活動 5.9 洪水浸水想定区域の指定 (法第14条) (P43)
 - ・説明文を追記 (新規記載)

- ⑥ 第5章 水防活動 5.10 大規模氾濫減災協議会 (法15の10) (P43)
 - ・説明文を追記 (新規記載)

- ⑦ 第5章 水防活動 5.14 啓発活動 (P50)
 - ・説明文を追記 (新規記載)

- ⑧ 別表 第4号表 浸水想定区域図策定状況 (P61)
 - ・各浸水想定区域図策定状況等の情報を追記 (新規記載)

- ⑨ 別表 第6号表 危険な箇所一覧表 (P66)
 - ・島根県関係 (河川) について、位置修正2箇所、新設追記6箇所
- ⑩ 別表 第14号表 災害対策用機械配置一覧表 (P79~P85)
 - ・国土交通省及び島根県所有機械基地名称及び位置について、基地名、所在地、台数、規格、車両総重量、要請先の追記・修正
 - ・浜田河川国道事務所所有の排水ポンプ車 (3台)、照明車 (3台) の追記
 - ・島根県所有の排水ポンプ車 (2台) の追記
 - ・連絡系統図の変更

- ⑪ 計画全体にわたる文言修正 (全体)
 - ・島根県水防計画 (令和5年度) の変更を踏まえた修正